

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」によらない必置規制の見直し

NO1

項目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護指導職員 [県・指] ・家庭相談員 [県・市町村] ・精神薄弱者更生相談所の所長，医師，心理判定員，職能判定員，ケースワーカー，看護婦等[県・指] ・身体障害者更生相談所の所長，医師，心理判定員，職能判定員，ケースワーカー，保健婦・看護婦等 [県・指] 	<ul style="list-style-type: none"> ・定数・詳細な指定基準・指定手続等を定める必要はない。 ・家庭児童相談室の必置規制の廃止にあわせて，その職員の必置規制も廃止すべき。（福祉事務所の業務の一部として対応している実態あり） ・障害者等への一貫した支援を図るため，機関の統合等も行えるよう，相談室の必置規制の見直しに合わせて，職員の必置規制も見直すべき。 ・同 上 	<p>生活保護指導職員運営について（事務次官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定数及びその指定基準を見直すとともに，厚生大臣による指定は廃止し，都道府県知事が指定するものとする。（平成10年中に措置） <p>家庭児童相談室の設置運営について（事務次官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭相談員の設置に関する規定（「家庭児童相談室の設置運営について」昭39.4.22事務次官通知）は，「技術的助言」として標準的な考えを示すものである旨の趣旨を明確にし，必要最小限の範囲にとどめる。 <p>精神薄弱者更生相談所の設置及び運営について（社会局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神薄弱者更生相談所の所長，医師，心理判定員，職能判定員，ケースワーカー及び看護婦，その他必要とする職員の設置に関する規定（「精神薄弱者相談所の設置及び運営について」昭35.6.17厚生省社会局長通知）は，「技術的助言」として標準的な考えを示すものである旨の趣旨を明確にし，必要最小限の範囲にとどめる。（平成10年中に措置） <p>身体障害者更生相談所の設置及び運営について（社会・援護局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所の所長，医師，心理判定員，職能判定員，ケースワーカー，保健婦又は看護婦等の専門的職員の設置に関する規定（「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」平5.3.31厚生省社会・援護局長通知）は，「技術的助言」として標準的な考え方を示すものである旨の趣旨を明確にし，必要最小限の範囲にとどめる。（平成10年中に措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置済 *平10.9.3付次官通知 ・定数規定の廃止（昭43年の通知廃止）。 *平10.4.1付運用の「生活保護指導職員運営要綱」を定め，指定基準の見直し及び知事，指定市市長の指定に改めた。 ・措置済（平11.2.26次官通知） *「設置運営について」の別紙要綱を同相談室の設置及び運営に関する標準的な考えを示すものと改めた。 ・措置済（平10.12.25障害保健福祉部長通知） *左記局長通知に「ここで示す職員の構成は，標準的な考えを示すものである。」を加えた。 ・措置済（平10.12.25障害保健福祉部長通知） *左記長通知に「ここで示す所長，医師，心理判定員，職能判定員，ケースワーカー，保健婦又は看護婦等の専門的職員の配置基準は，標準的な考え方を示すものである。」を加えた。

注) 県=都道府県，指=指定都市，中核=中核市

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」によらない必置規制の見直し

NO2

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の調理員 [地方公共団体] ・ 精神薄弱児通園施設の運転手 [地方公共団体] ・ 小作主事 [県] ・ 水産業改良普及員、水産業専門技術員 [県] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の所内調理を外部委託できるよう規制の弾力化が必要。 ・ 民間委託等地方の自主的運営ができるよう必置規制を廃止。 ・ 小作主事の職は必要なし、通知による資格は廃止。 ・ 資格要件は通知によるもので、適格性は県で判断でき、国の規制は必要なし。 	<p>児童福祉施設最低基準（33条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の調理については、施設内の調理室を使用することや栄養士による必要な配慮が払われる等、給食の安全衛生や栄養などの質の確保が図られることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な執行を阻害しない限りにおいて、業務委託が可能となるよう弾力化する旨を明らかにする「保育所における調理業務の委託について」（平10.2.18厚生省児童家庭局長通知）を發出済。また、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平10.4.1施行）により、児童福祉施設最低基準33条を見直し、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員の必置規制を廃止した。 <p>児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令等の施行について（児童家庭局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、業務委託が可能となるよう基準を改正する。（平成10年中に措置） <p>地方自治法施行規程（17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小作主事の設置（17条1項）については、職務上の名称に関する規制は存置。都道府県知事は職員のうちから小作主事を命じる。（平成11年法案提出予定） <p>沿岸漁業等振興法（11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年3月までに、水産施策の全般的な見直しの中で法制化の是非について検討し、水産業改良普及員及び水産業専門技術員の通達（昭40.4.21農林水産事務次官依命通達）による必置規制は廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済 ・ 措置済（平10.12.21付障害保健福祉部長通知） * 運転手を置くこと→運転手を置くこと。ただし、業務委託する場合にあってはこの限りではない。 ・ 施行規程要確認 ・ 未措置 （平成12年3月までに検討）

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」によらない必置規制の見直し

NO3

項目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防学校の教員, 事務職員, 用務員等 [県・指（任）] 	<ul style="list-style-type: none"> 配置基準は廃止。 	<p>消防学校の施設, 人員及び運営の基準（消防庁告示）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「消防学校の施設, 人員及び運営の基準」（昭46消防庁告示1号）に規定するこれらの職員の設置及び配置基準並びに施設等に関する基準については, 職員の配置基準の廃止や弾力化, 施設等に関する基準の簡素化など「技術的助言」として必要最小限の範囲にとどめるよう見直しを行い, 同基準を改正する。（平成10年中に措置） 	<ul style="list-style-type: none"> 措置済（平10.12.21付左記基準改正） *主な内容もの ・教員…別表に定める数→別表を基準とする。 ・事務職員, 用務員…人数基準の規定の削除。
<p>（資格）</p> <ul style="list-style-type: none"> 小作主事 [県] 家畜保健衛生所の所長 [県] 勤労青少年ホームの指導員 [地方公共団体（任）] 勤労者家庭支援施設の指導員 [地方公共団体（任）] 	<ul style="list-style-type: none"> 小作主事の職は必要なし, 通知による資格は廃止。 適格性は県で判断でき, 国で規制する必要なし。 資格規制を定める必要なし。 資格規制を定める必要なし。 	<p>地方自治法施行規程（17条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格要件（「小作主事の資格について」昭58.5.18付け構造改善局長通達）は, 廃止する。（平成11年法案提出予定） <p>家畜保健衛生所法（3条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長の獣医師の資格要件（家畜保健衛生所法施行規則2条第4号のロ）は存置。その他の実務経験等の資格要件（7年）は廃止。（平成11年法案提出予定） ※所長及び獣医師である技術吏員の専任規制は緩和 <p>勤労青少年ホーム指導員の資格を定める告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働大臣が実施し, 又は指定する講習を資格規制とすることを廃止する告示改正済。（平10.3.27付労働省告示39号） <p>勤労者家庭支援施設指導員の資格を定める告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働大臣が実施し, 又は指定する講習を資格規制とすることを廃止する告示改正済。（平10.3.27付労働省告示34号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規程及び通達の改正要確認 [250条関係] ・政令要確認（改正法3条2項→家畜保健衛生所は, ~政令で定める基準に適合したものでなければならぬ。） ・措置済 ・措置済

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」によらない必置規制の見直し

NO4

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（専任規制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の館長 [市町村] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任規定は廃止。 	<p>社会教育法（27条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示における館長，主事の専任規定（公民館の設置及び運営に関する基準（昭48文部省告示）は廃止し，本来業務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。（平成10年中に措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済（平10.12.7付公民館の設置及び運営に関する基準改正） ＊同基準の第5条「公民館には専任の館長及び主事を置き」の「専任」を削除。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館の主事 [市町村] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任規定は廃止。 	<p>社会教育法（27条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示における館長，主事の専任規定（公民館の設置及び運営に関する基準（昭48文部省告示）は廃止し，本来業務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。（平成10年中に措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済（同上）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改良普及員，専門技術員 [県] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業改良普及センターの必置規制の見直しと合わせ，配置，専任，資格等の必置規制を見直すべき。 	<p>農業改良助長法（14条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同農業普及事業基本要綱（昭58.12.27農林水産事務次官依命通達）に規定する改良普及員及び専門技術員の専任規制は緩和することとし，普及活動の効率的な推進に支障を来さない範囲で他の業務を行うことができることとした。 ＊協同農業普及事業基本要綱（事務次官依命通達） ＊基本要綱の運用について（園芸局長通達） ＊専門技術員資格試験等に関する省令 ＊農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行について（事務次官依命通達） ＊協同農業普及事業実施要領（事務次官依命通達） <p>以上につき平10.3～4にかけて改正済。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労青少年ホームの館長，指導員 [地方公共団体（任）] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任規制は必要なし。 	<p>勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準（告示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労青少年ホームの館長及び指導員の専任規制を廃止する告示改正済。（平10.3.27労働省告示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済

項 目	地方六団体意見（H9年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（配置基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立図書館の司書，司書補 [地方公共団体] ・ 公立博物館の学芸員，学芸員補 [地方公共団体] ・ 国民健康保険指導職員 [県] ・ 改良普及員，専門技術員 [県] ・ 林業改良指導員，林業専門技術員 [県] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数の最低基準は廃止。 ・ 配置基準は廃止。 ・ 配置基準は必要なし。 ・ 地域農業改良普及センターの必置規制の見直しと合わせ，配置，専任，資格等の必置規制を見直すべき。 ・ 適格性は県で判断でき，国の詳細な規定は必要なし。 	<p>図書館法（13条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助を受けるための公立図書館の最低基準を省令で定めることを規定する図書館法19条を廃止し，これを踏まえ，司書及び司書補の配置基準（図書館法施行規則13,16,19条）についても廃止し，実状を踏まえて配置人数を決定できるようにする。（平成11年法案提出予定） <p>博物館法（4条3項，5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示における学芸員，学芸員補の定数規定（公立博物館の配置及び運営に関する基準（昭48文部省告示）12条1項）は廃止し，実状を踏まえて配置人数を決定できるようにする。（平成10年中に措置） <p>国民健康保険指導職員の設置について（事務次官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱に規定する配置基準を廃止する。（平成10年中に措置） <p>農業改良助長法（14条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同農業普及事業の運営指針における「改良普及員及び専門技術員の配置基準に関する基本的事項」中の複数配置などの基準は廃止し，必要最小限の大綱的な内容にとどめ，協同農業普及事業の運営指針を改正済（H10.4.1大臣通達）。 ・ 《資格規制の見直しなし》 <p>林業普及指導推進要綱（事務次官依命通達）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置に関する基準については必要最小限の大綱的な内容を示すにとどめることとし，「林業普及指導推進要綱の制定についての一部改正について」を発出済。（平10.3.24事務次官通達）…資格規制存置 	<p>[134条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置（ただし，施行規則の廃止については要確認） ・ 計画どおり措置（平10.12.7付公立博物館の設置及び運営に関する基準改正） *「博物館には，学芸員を置き，博物館の規模及び活動状況に応じて学芸員の数を増加するよう努める。」と改正。 ・ 措置済（平10.6.30付次官通知により，左記要綱を廃止） ・ 措置済 — ・ 措置済

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」によらない必置規制の見直し

NO6

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（行政機関・組織・施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室 [県・市・町村（任）] ・地域農業改良普及センター [県] 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所相当の機関，児童相談所相当の機関で対応可。 ・他機関との統合を含む弾力的な体制ができるようにすべき。 	<p>家庭児童相談室の設置運営について（事務次官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室の設置に関する規定は、「技術的助言」として標準的な考えを示すものである旨の趣旨を明確にし，必要最小限の範囲にとどめる。（平成10年中に措置） <p>農業改良助長法（14条の6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業改良普及サービスを行う施設・拠点としての機能を維持しつつ，他の名称の使用や複合化した組織の設置形態が可能である趣旨を明確にするるとともに，協同農業普及事業基本要綱における「地域農業改良普及センター」という文字を用いることを基本とする」旨の規定を廃止（平成10.4.1事務次官依命通達）。併せて「基本要綱の運用について」も改正済（農産園芸局長通達）。 ・基本要綱における「おおむね6か町村をあわせた区域を標準とする」旨の配置基準は廃止（基本要綱を改正済・平10.4.1事務次官通達）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置済（平11.2.26付次官通知） *「設置運営について」の別紙要綱を同相談室の設置及び運営に関する標準的な考えを示すものと改めた。 ・措置済
<p>（審議会等附属機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助審議会 [県・指・中核] ・農業振興地域整備促進協議会 [県・市町村] 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知による設置，審議も形骸化→必置規制廃止。 ・通知による設置，審議も形骸化→必置規制廃止。 	<p>生活保護法による医療扶助運営要領について（社会局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同審議会の設置に関する規定は、「技術的助言」として標準的な考えを示すものである旨の趣旨を明確にし，必要最小限の範囲にとどめる。（平成10年中に措置） <p>農業振興地域の整備に関する法律の施行について（事務次官通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同協議会の名称を削除するとともに，「関係者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。」として体制のあり方を弾力化する改正通達を发出済。（平成9.12.1次官通達） 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置済（平10.12.25付局長通知により一部改正（平10.12.28適用開始） *医療扶助審議会→医療扶助に関する審議会 *構成運営等は，次によること。→構成・運営等は，次の基準を参考とすること。 ・措置済

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」による必置規制の見直し

NO1

項 目	地方六団体意見（H9年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <p>① 法令上一般人に対する強制権限が付与されている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫員 [県・保健所設置市] ・ 栄養指導員 [県・保健所設置市] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政令に資格が定められておらず、法による特別の規定は不要。 ・ 栄養指導員（医師，管理栄養士）とするか栄養士とするかは地方団体の自主性に委ねる。 	<p>伝染病予防法（18条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫員の廃止を含む，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」案を142回国会に提出。 <p>栄養改善法（9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養指導員の職務上の名称に関する規制は存置し，都道府県知事，保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は，医師又は管理栄養士の資格を有する職員のうちから栄養指導員を命じる。（平成11年法案提出予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済（平10.10.2付伝染病予防法を改正（平11.4.1施行）） ＊ 防疫員設置規定18条の2を削除。 <p>[181条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置（法9条）
<p>② 資格規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生指導員 [県・保健所設置市] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件を規則で定める必要なし。 	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（20条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上の名称に関する規制は存置し，都道府県知事，保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は，職員のうちから，環境衛生指導員を命じるものとする。 ・ 資格に関する規制は，弾力化し，一定の専門的な資格又は学歴を例示し，これらを有する者に加え，これらのものと同等以上の能力を有すると認められるものについても命じることができることとする。（平成11年法案提出予定） 	<p>[221条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則要確認（法20条） （資格要件は施行規則で定められている。）

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <p>③ 行政機関等の長の資格規制</p> <p>・公立図書館の館長 [地方公共団体]</p> <p>・公民館の館長 [市町村]</p>	<p>・広く人材を求めるため資格要件廃止。</p> <p>・公民館長の任命に関し、公民館運営審議会の意見を聞くことは廃止。</p>	<p>図書館法（13条1項）</p> <p>・国庫補助を受ける場合の館長の司書資格規制（図書館法13条3項）を廃止するとともに、国庫補助を受けるための公立図書館の最低基準を省令で定めることを規定する図書館法19条を廃止、これを踏まえ館長の専任規定（図書館法施行規則11条）も廃止し、本来業務に支障のない範囲内で他の業務に従事することができるものとする。（平成11年法案提出予定）</p> <p>社会教育法（27条1項）</p> <p>・公民館運営審議会からの意見聴取（社会教育法28条2項）の義務付けを廃止し、地方公共団体の自主判断に委ねる。（平成11年法案提出予定）</p>	<p>[134条関係]</p> <p>・計画どおり措置（法13条及び29条削除。ただし、施行規則の廃止については要確認）</p> <p>[131条関係]</p> <p>・計画どおり措置（法28条2項を削除）</p>
<p>④ 専任規制</p> <p>・福祉に関する事務所の指導監督所員及び現業所員 [県・市町村]</p>	<p>・専任規定は、保健・福祉の相談指導を総合的に行う際の支障→廃止すべき。</p>	<p>社会福祉事業法（14条）</p> <p>・指導監督所員及び現業所員の専任規制（社会福祉事業法16条）は緩和し、本来業務に支障のない範囲内で他の業務に従事可。（平成11年法案提出予定）</p>	<p>[175条関係]</p> <p>・計画どおり措置（法16条）</p>
<p>⑤ 配置基準のガイドライン化</p> <p>・福祉に関する事務所の現業所員 [県・市町村]</p>	<p>・地域の実態から、配置基準は廃止すべき。</p>	<p>社会福祉事業法（14条）</p> <p>・定数規制（社会福祉事業法15条）について、業務内容の変化などに弾力的に対応できるよう、標準化を含め必要な見直しを行う。（平成11年法案提出予定）</p>	<p>[175条関係]</p> <p>・計画どおり措置（法15条）</p>

項 目	地方六団体意見（H9年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <p>⑥ 民間人の委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育指導委員 [市町村（任）] ・ 婦人相談員 [県・市（任）] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必置規制は廃止し、任意設置とする。 ・ 売春防止に限られない総合的な相談等に応じられる仕組みとなるよう必置規制は廃止。 	<p>スポーツ振興法（19条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称に関する規制は存置。教育委員会が、社会的信望があり、かつ職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者のうちから、委嘱するものとする。 （平成11年法案提出予定） <p>売春防止法（35条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称に関する規制は存置。都道府県知事が、社会的信望があり、かつ職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、委嘱するものとする。 （平成11年法案提出予定） 	<p>[143条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置（法19条1項） <p>[189条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置（法35条）
<p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年学級主事 青年学級講師 [市町村] ・ 農地主事 [市町村] ・ 改良普及員， 専門技術員 （農業改良普及手当） [県] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置，資格規制は廃止。 青年学級に関する法令は廃止。 ・ 農地主事という特別の職は必要ない。職員の配置は市町村が実情に応じて決定できるようにすべき。 ・ （関連）地域農業改良普及センターの必置規制の見直しと合わせ，職員の配置，専任，資格等の必置規制を見直す。 	<p>青年学級振興法（9条1項，10条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必置規制について，これらを規定する青年学級振興法を廃止する。 （平成11年法案提出予定） <p>農業委員会等に関する法律（20条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必置規制は廃止する。 （平成11年法案提出予定） <p>農業改良助長法（14条の5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良普及手当の支給のあり方については，完全に都道府県の判断に委ねられているものであり，各都道府県の実態に応じた運用が可能であることを周知する通達「専門技術員資格試験等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」を発出済。 （平10.3.9農産園芸局長通達） 	<p>[125条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置 <p>[260条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置（法20条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置済

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」による必置規制の見直し

NO4

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅監理員 [地方公共団体] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者への指導は当然で，法に規定する必要はなく，必置規制は廃止。 	<p>公営住宅法（33条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必置規制は廃止。 （平成11年法案提出予定） 	<p>[412条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画どおり措置(法33条1項)
<p>（行政機関・組織・施設）</p> <p>① 組織・名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所 [県・指] ・ 精神薄弱者更生相談所 [県・指（任）] ・ 身体障害者更生相談所 [県・指（任）] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律による業務の義務付けで足りるものは，機関，職員の必置規制廃止。機関の統合等組織のあり方は地方の判断。 ・ 法律による業務の義務付けで足りるものは，機関，職員の必置規制廃止。機関の統合等組織のあり方は地方団体の判断に委ねる。 ・ 同 上 	<p>児童福祉法（15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の行政機関等との統合も可能となるよう弾力的な名称使用や設置形態が可能である趣旨を明確にする。（平成11年法案提出予定） <p>精神薄弱者福祉法（12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力的な名称使用，設置形態が可能である趣旨を明確にする。 （平成11年法案提出予定） <p>身体障害者福祉法（11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力的な名称使用，設置形態が可能である趣旨を明確にする。（平成11年法案提出予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未措置 （通知により対応予定） <p>[201条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令要確認 （知的障害者福祉法12条4項→知的障害者更生相談所に関し必要な事項は，政令で定める。） <p>[168条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令要確認 （改正法11条4項→身体障害者更生相談所に関し必要な事項は，政令で定める。）

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」による必置規制の見直し

NO5

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>(行政機関・組織・施設) ① 組織・名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所 [県・政令市] 病虫害防除所 [県] 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所及び保健所の必置規制を見直し、弾力的な福祉・保健の執行体制とできるようにすべき。 他機関との統合を含む弾力的な執行体制ができるようにすべき。 	<p>地域保健法</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所等他の行政機関との統合が可能で、その統合組織の一部を地域保健法の保健所とする条例の制定は地域保健法上は禁じられていないこと、地域保健法に基づく保健所の事務以外の事務をその統合組織に附加することが可能であり、その事務については統合組織の長が指揮・監督権限を有すること及び統合組織の施設において保健・衛生部門をを保健所としたときは保健・衛生部門に保健所の名称を表示することは通例とするが必ずしも義務づけるものではないことなど、弾力的な設置形態が可能である趣旨を明確にし、通知を发出する。(平成10年中に措置) <p>植物防疫法（32条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合化した組織の設置形態が可能である趣旨を明確にするため通達を改正済。 *植物防疫事業実施要領（平10.3.25次官通達） *植物防疫事業実施要領の運用について（平10.3.25農産園芸局長通達） 	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 (平10.7.3付地域保健・健康増進栄養課長通知) 措置済
<p>② 配置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する事務所 (県・市・町村(佐)) 	<p>(関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所及び保健所の必置規制を見直し、弾力的な福祉・保健の執行体制ができるようにすべき。 	<p>社会福祉事業法（13条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配置基準は、法律による基準設定を廃止し、標準を示すものとする。 (平成11年法案提出予定) 	<p>[175条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画どおり措置 *ただし、標準を示す配置基準の通知を发出予定。
<p>③ 施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 病虫害防除所 [県] 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関との統合を含む弾力的な執行体制ができるようにすべき。 	<p>植物防疫法（32条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「位置及び施設」（施行規則60条）の基準は廃止し、必要最小限の事項に限り政令で規定する。 (平成11年法案提出予定) 	<p>[254条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令要確認 (改正法32条5項→防除所は、～政令で定める基準に適合したものでなければならない。)

【必置規制】「法律又はこれに基づく政令」による必置規制の見直し

NO6

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（審議会等附属機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興審議会 [県・市町村(任)] ・公民館運営審議会 [市町村] ・環境衛生適正化審議会 [県] ・漁港管理会 [第3種漁港を管理する 県・市町村] ・都道府県職業能力開発審議会 [県] ・水防協議会 [県・指定管理団体 (市町村)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の意向の把握等の手法は地方団体に委ね、必置規制は廃止。 ・地域住民等の意向の把握等の手法は地方団体に委ね、必置規制は廃止、公民館の法令等による規制を廃止。 ・環境衛生同業組合で審議対象となる適正化規程を有するのが1県で、設置の必要性に乏しい団体が多く任意設置とする。 ・地域住民等の意向の把握等の手法は地方団体に委ねるべきで、必置規制は廃止。 ・地域住民等の意向の把握等の手法は地方団体に委ね、必置規制は廃止。 ・防災会議に統合すべき。 	<p>スポーツ振興法（18条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、名称の必置規制は、弾力化。（「スポーツ振興に関する審議会等を置くものとする」旨を明確化する。）（平成11年法案提出予定） <p>社会教育法（29条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見を反映させる手法は、地方公共団体の自主的判断に委ね、審議会の必置規制を廃止するとともに、委員の構成及び委嘱手続きについても見直すこととする。（平成11年法案提出予定） <p>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称・定員等に関する規定は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、必要最小限にとどめる。 ・議事運営の方法は、国の環境衛生適正化審議会に関する法律の規定に準じ、都道府県の条例で定める。（平成11年法案提出予定） <p>漁港法（27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3種漁港に係る漁港管理会の必置規制は廃止し、地域住民、漁業関係者等の意見の反映の手法は、漁港管理者である地方団体の自主的判断に委ねる。（平成11年法案提出予定） <p>職業能力開発促進法（97条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織、名称の必置規制は、弾力化。（「職業能力の開発に関する審議会等を置くものとする」旨を明確にする。）（平成11年法案提出予定） <p>水防法（8条1項，26条1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意設置とし、設置しない場合においては、防災会議で水防計画について調査審議することとする。（平成11年法案提出予定） 	<p>[143条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法18条） <p>[131条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法29条） <p>[193条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法58条） <p>[253条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法27条） <p>[385条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法97条） <p>[407条関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり措置（法8条1項，26条1項）

【必置規制】 勧告並びに地方分権推進計画に取り上げられなかったもの

NO1

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（職員の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の教授，助教授，助手，事務職員，専修学校の教員 [地方公共団体] ・ 社会教育主事 [県・市町村] ・ 福祉事務所の指導監督，現業を行う所員の任用資格 [県・市町村] ・ 家庭児童相談室の社会福祉主事 [県・市町村] ・ 病院の薬剤師の員数の標準 [県(任)・市町村(任)] ・ 各学校養成所の専任教員，助手，事務職員 [地方公共団体] 	<p>学校教育法 外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員等の定数は，国が標準を示し地方団体の弾力的運用ができるよう規制を緩和。 <p>社会教育法（9条の2，9条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習，社会教育の振興をどのような組織体制で行うかは，地方団体の判断に委ねるべき，社会教育主事の必置規制は廃止。 <p>社会福祉事業法（16条 外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事を任用資格とする必要はない。 <p>家庭児童相談室の設置運営について（児童局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同相談室の必置規制の廃止に合わせ，職員の必置規制も廃止。 <p>医療法（21条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械化・システム化により標準が実態に合わず，弾力的運用が行えるよう緩和が必要。 <p>児童福祉法 外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置人数は地方団体の判断に委ねる。 	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

【必置規制】 勧告並びに地方分権推進計画に取り上げられなかったもの

NO2

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
（職員の設置）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所長の医師資格 [県・政令市] 	地域保健法施行令（4条） ・ 医師資格を撤廃し，医師必置へ改める。	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境衛生監視員の資格 [県・保健所設置市] 	理容士法（13条1項） ・ 通知による資格規制は廃止。	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険指導監査専門医，国民健康保険医療給付専門指導員 [県] 	国民健康保険指導員の設置について 外 ・ 定数・資格・事前協議等について 国が配置基準を定める必要なし。	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医師である専任の技術吏員の配置基準 （家畜保健衛生所） [県] 	家畜保健衛生所法 ・ 地方団体の自主性に任せるべき。	—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練指導員の数 [県・市町村（任）] 	職業開発促進法（19条） ・ 配置人数は地方団体の判断によるのが原則。	—	—
（行政機関・施設）			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発校 [県・市町村（任）] 	職業能力開発促進法（16条1項） ・ 職業訓練は事務の義務付けで足り，職業能力開発校の設置等が地方団体の判断で行えるよう必置規制は廃止。	—	—

【必置規制】 勧告並びに地方分権推進計画に取り上げられなかったもの

NO3

項 目	地方六団体意見（H19年2月10日）	地方分権推進計画等における措置状況等	地方分権一括法等の状況
<p>（審議会等付属機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策会議 [県・市町村(任)] ・新産業都市建設協議会 [新産都市指定区域の県] ・教科用図書選定審議会 [県] 	<p>交通安全対策基本法（16～18条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民(関係者等)の意向の把握の手法は地方団体の判断に委ね、必置規制は廃止。 新産業都市建設促進法（16条） <ul style="list-style-type: none"> ・同 上 義務教育書学校の教科用図書の無償措置に関する法律（11条外） <ul style="list-style-type: none"> ・同 上 	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">—</p>